

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その29～

回収困難な同族会社への貸付金

相続財産のうちに、回収が困難な貸付金債権等があった場合に、その債権の評価額をめぐって課税庁と争いになった事例が少なくありません。

債権金額の全部又は一部が、課税時期においてその回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しないと財産評価基本通達 205 で定めていますが、債務者が法人である場合には、資産状況が相当期間債務超過の状態が継続していても、直ちに事業経営が破綻するような状況ではないときは、その事業経営が客観的に破綻していることが明白でないなどと判示し、その回収が不可能又は著しく困難であるとされない裁決や判決が多く占めています。

● 裁決・判決の論点のまとめ

相続人等の主張	裁決・判決の要旨
相続開始後に会社は解散・清算しているので弁済不能	回収不能の判断時期は相続開始日。その日後に起きた事情は考慮しない。
多額の借入金があり弁済不能	借入金は同族株主等から返済期限の定めがないし、かつ、無利息で、経営破綻の状態にあったなどと認めることはできない。
債務超過の状態が長く続いているので弁済不能	債務超過の状態が長く続いても、直ちに事業経営が破綻するわけではない。 相続開始後も事業を継続している。

● 回収が困難な貸付金債権等がある場合の生前対策

回収が困難な貸付金債権等がある場合で債務者が法人であるときは、多くの裁決や判決などから思慮すると、相続開始前に「破産」「再生手続開始の決定」「事業の停止」などの事実がないときは、債務超過の状態が継続していても貸付金債権等の評価額がないものと認められる可能性は低いと考えざるを得ません。

そこで、生前対策として、債権放棄、DES及び疑似DESの3つの方法によって貸付金債権等を処理することが考えられます。

- ① 債権放棄は債権者の一方的な意思表示で効力が生じますが、税務申告等対外的な証拠を残すためにも、内容証明郵便を使うことが大切です。債権放棄を受けた法人は、放棄された債権額は益金となりますが、繰越欠損金为上回る場合には法人税は課されません。
しかし、債権放棄したことによって、同族株主の株式の価値が増加した場合には、その同族株主に贈与税が課されることがあります。
- ② 貸付金（会社からみれば借入金）を資本金に組み換える方法として、DES（デッドエクイティスワップ）を実行すると、借入金が資本金に振り替えられます。
その場合に債務超過の会社では、DESによると、資本金等の増加と判定されずに「債務免除益」として法人税課税を受けることがあります。
- ③ 金銭出資によるDESは、債権者が「現金」を払い込んで債務者から株式発行を受け、この払い込んだ現金をもって債務を弁済する方法で疑似DESといわれています。
疑似DESでは、金銭を払い込んでいるので、貸方の資本金等の額も借方現金の金額と同額となり、債務消滅益が生じることはないと考えられます。

（文責：山本和義）